

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の認証基準

下記項目により、取組を点数化し、合計130点以上で認証されます。【平成30年4月11日より適用】

認証基準1	
(1) 仕事と出産・子育てを両立できる取組(1～2個＝10点 3個以上＝20点) (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦検診のための特別休暇制度 ・在宅講習、職場復帰直後講習などの職場復帰プログラム ・産前産後、育児休業中の代替要員の確保 ・産前産後、育児休業中のコミュニケーション(社内報の送付やメール交換等) ・法を上回る育児休業制度 ・法を上回る短時間勤務制度、看護休暇制度等 ・フレックスタイム制度や在宅勤務など柔軟な勤務制度 ・出産、育児で退職した者を対象とする再雇用制度 ・育児のための費用助成や事業所内託児施設の設置 ・配偶者出産休暇制度 ・学校行事参加のための特別休暇制度 ・その他
(2) 仕事と介護を両立できる取組(1～2個＝10点 3個以上＝20点) (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅講習、職場復帰直後講習などの職場復帰プログラム ・介護休業中の代替要員の確保 ・介護休業中のコミュニケーション(社内報の送付やメール交換等) ・法を上回る介護休業制度 ・法を上回る短時間勤務制度、介護休暇制度等 ・フレックスタイム制度や在宅勤務など柔軟な勤務制度 ・介護で退職した者を対象とする再雇用制度 ・介護のための費用の助成 ・その他
(3) 豊かな時間の確保や多様な働き方ができる取組(1～2個＝10点 3個以上＝20点) (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの実施など労働時間縮減の取組 ・年次有給休暇の計画付与など取得促進の取組 ・リフレッシュ休暇、ボランティア休暇などの休暇制度 ・育児・介護以外の理由で利用できる短時間勤務等柔軟な働き方が可能となる制度 ・自己啓発や地域活動参加などを行うための時間の確保ができる措置 ・その他
(4) (1)～(3)による制度等を利用しやすくするための環境づくり(1～2個＝10点 3個以上＝20点) (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・社内LAN等による制度の周知 ・社員向けマニュアルの作成・配布 ・社員向け研修の実施 ・相談窓口の設置 ・その他
(5) 男性の育児参加促進、正社員以外への適用拡大の取組による加点(各10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)及び(3)(4)の取組のうち男性の育児参加促進につながるもの ・(1)～(3)の制度を正社員以外の社員に適用拡大した場合
小計(最高点) 160	

認証基準2 実績達成

項目	点数
(1) 認証基準1の(1)～(3)の取組によって制度利用者又は育児休業・介護休業取得者が出た場合※	50 80
(2) 短時間・有期雇用労働者から無期雇用労働者とする実績が出た場合。 法を上回る実績 (1人につき10点 3人まで)	30
(3) 小規模企業者において、制度利用者又は育児休業・介護休業取得者が出た場合の加算	60
小計(最高点) 170	

※平成19年まで遡って対象可とする

認証基準3 加算項目

項目	点数
(1) 労使の合意によって制度化を図った場合	10

(2) 認証等を受けている場合 ①一般事業主行動計画の策定、届出を行った場合(101人以下) ②くるみん認定 ③えるぼし認定 ④ユースエール認定 (〇年△月◇日認定)	10
(3) 以下のいずれかの事業に登録している場合 ①子育て応援パスポート②京都ジョブパーク企業応援団③京都市の男女共同参画推進宣言登録等	5
小計(最高点)	25

認証基準4 加算項目

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出を行った場合(女性活躍推進法)	点数
・女性活躍推進法に基ずく一般事業主行動計画を策定し、提出がすすんでいる。	20
(2) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月毎に全て45時間未満	
・直近の年度において、基準を下回る実績がある。	10
(3) 多様なキャリアコースの実績 (1~2個=10点 3個以上=20点)	20
・女性の非正規社員から正社員への転換 ・女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ・過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 ・おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	
小計(最高点)	50

◇認証基準点 130点以上 (合計点数335点/小規模企業者395点)